

横須賀市電気自動車用充電設備等導入事業 質問回答

No.	資料の該当箇所	質問内容	回答案
1	仕様書1(1)のA	<p>「既に充電器が設置されている施設駐車場については、リプレイスをする方策を用意すること。(例として新規設置と組み合わせた場合はリプレイス可能等)」とございますが、既存設置の普通充電器のみリプレイスなどのご相談させていただくことは可能でしょうか。</p> <p>また、頂いている「候補施設一覧」から、EV充電器のリプレイスの対象施設となる施設と、現在設置されている充電器の設置基数並びにkw数の情報を教えていただけますでしょうか。</p>	<p>まず、前提として、リプレイスするかは、施設側の要望を確認し条件が整った場合、実施することを想定しています。</p> <p>ご質問の普通充電器のみリプレイスなどの相談については、現状は普通充電器しか設置されていませんので可能です。</p> <p>また、候補施設一覧のうち充電器が設置されている施設は以下のとおりです。</p> <p>No.4 横須賀美術館 3kw×2基                  No.6 くりはま花の国(第2駐車場) 3kw×1基                  No.7 長井海の手公園(ソレイユの丘) 3kw×5基                  No.11 芸術劇場 3kw×2基</p>
2	仕様書1(1)のエ	<p>「EV充電設備等の設計、設置工事、維持管理、充電設備の利用システム等の整備及び運用に係る一切の費用は、事業者の負担とする。」とありますが、弊社から貴庁に急速充電器をご提案できないか検討しております。その際、急速充電器のみ貴庁負担で故障修理などを負担いただくことは可能でしょうか。負担内容の詳細については、ご提案資料に記載させていただきます。</p>	<p>公共施設への充電器設置事業については、本市で予算措置をしない想定であるため、もし急速充電器を設置していただける場合は、故障修理費も含め提案者負担を前提としたご提案をお願いします。</p>
3	公募要領8(4)	<p>「設置場所や設置基数の協議設置場所や設置基数については、事業者選定後、その提案内容にもとに、改めて市と事業者で協議し決定する。」とございますが、設置施設は協議の上で決めた後に、現地調査など工事に向けて動くということよろしいでしょうか。</p>	<p>事業者選定後、提案した内容をもとに施設側の意向を踏まえたうえで、具体的に設置する施設等を決定していきます。協議の過程で現地調査に行くことも想定しています。</p>
4	審査基準_表1評価基準	<p>⑨ゼロカーボンの取り組みについての、「企業への波及効果があるか」とありますが、「ゼロカーボンシティを目標のもと、提案した施策が横須賀市内への企業に広まるような施策かどうか」といった内容でしょうか。もし相違がございましたら、具体的にはどういった内容を指しているのかご教授いただけますでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり、提案した施策が横須賀市内の企業に広まるような施策かどうかということです。</p>